

基地交付金及び調整交付金について

1. 性格 …… 「固定資産税の代替的な財政補給金」として市町村に交付

○ 基地交付金 …… 下記の国有財産を対象

- ・ 国が米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ・ 自衛隊が使用する次の用に供する土地、建物及び工作物（飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設）

○ 調整交付金 …… 米軍資産（建物及び工作物）を対象

2. 配分方法 …… 基地交付金及び調整交付金は、資産価格によるあん分を基本としつつ、建物等の種類・用途や財政状況等を考慮しながら一定のルールに基づき配分

基地交付金
(③⑩予算 283.4億円)
(対前年度同額)

- (1) 予算総額の 7 / 10 対象国有財産の価格であん分
- (2) 予算総額の 3 / 10 対象国有財産の種類、用途及び市町村の財政状況等を考慮して一定のルールに基づき配分

調整交付金
(③⑩予算 72.0億円)
(対前年度同額)

- (1) 予算総額の 2 / 3 対象米軍資産（建物及び工作物）の価格を基礎として配分
- (2) 予算総額の 1 / 3 市町村民税等の非課税措置により市町村が受ける税財政上の影響及び市町村の財政状況等を考慮して一定のルールに基づき配分

※ 10月31日までに交付決定額を通知する必要があるもの。

基地交付金及び調整交付金の予算額の推移について

年度	基地交付金		調整交付金		合計 (百万円)
	交付金額 (百万円)	対 象 市町村数	交付金額 (百万円)	対 象 市町村数	
平成元年度	20,750	302	5,400	67	26,150
2	20,750	305	5,400	69	26,150
3	20,750	305	5,400	69	26,150
4	21,550	305	5,600	69	27,150
5	21,550	303	5,600	68	27,150
6	21,550	303	5,600	66	27,150
7	22,350	302	5,800	64	28,150
8	22,350	298	5,800	63	28,150
9	22,350	298	5,800	64	28,150
10	23,150	298	6,000	63	29,150
11	23,150	298	6,000	62	29,150
12	23,150	298	6,000	61	29,150
13	23,950	299	6,200	61	30,150
14	23,950	300	6,200	60	30,150
15	23,950	301	6,200	60	30,150
16	24,750	298	6,400	60	31,150
17	25,140	310	6,400	56	31,540
18	25,140	297	6,400	55	31,540
19	25,940	297	6,600	55	32,540
20	25,940	297	6,600	56	32,540
21	25,940	296	6,600	55	32,540
22	26,740	297	6,800	56	33,540
23	26,740	297	6,800	56	33,540
24	26,740	297	6,800	56	33,540
25	27,540	297	7,000	56	34,540
26	27,540	297	7,000	56	34,540
27	27,540	296	7,000	57	34,540
28	28,340	299	7,200	57	35,540
29	28,340	298	7,200	53	35,540
30	28,340	297*	7,200	53*	35,540
31 (要求額)	29,140	—	7,400	—	36,540

← H29年度と同額

(注1) 表中、太字は増額した年度である。

(注2) 平成17年度の予算増額は、基地交付金の対象に新たに通信施設を追加したことによるものである。

※ 計350市町村 (実数298市町村)

基地交付金関係法令等 ①

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）（抄）

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和32年政令第321号）（抄）

（法第一項の固定資産）

- 第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。
- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しゅう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十一に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和二十三年政令第百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

基地交付金関係法令等 ②

(市町村助成交付金の交付)

第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十二年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- 二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額
- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が五億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合にあつては、当該十分の七に相当する額）を控除した額とする。

基地交付金関係法令等 ③

(市町村助成交付金の額等の通知)

第七条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の十月三十一日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置)

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、都道府県知事を経由して総務大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあつた場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によつて市町村助成交付金を交付する時まで、都道府県知事を経由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第九条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十二月三十一日までに交付する。

調整交付金要綱等 ①

施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年11月6日自治省告示第224号）（抄）

（趣旨）

第一条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域をいう。
- 二 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第三条第一項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

（調整交付金の交付）

第三条 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

（調整交付金の交付額の算定方法）

第四条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- 一 調整交付金の総額の三分の二に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- 二 調整交付金の総額の三分の一に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

（調整交付金の額の通知）

第五条 総務大臣は、毎年度、当該年の十月三十一日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

（調整交付金の交付時期）

第六条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十二月三十一日までに交付するものとする。

調整交付金要綱等 ②

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）（抄）

第二条

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が (a) の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。

第三条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。